

静 情 審 第 47 号  
平成 15 年 12 月 17 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 14 年 3 月 4 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県営住宅家賃再認定関係書類の非開示決定に対する異議申立て（諮問第 115 号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 13 年 12 月 17 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対して、平成 11 年度の県営住宅の家賃の一部が還付されることとなった根拠及び還付額の算定方法に係る公文書の開示を請求し、同日、実施機関は開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成 12 年 3 月 27 日決裁の起案文書「県営住宅入居者収入再認定について」」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成 13 年 12 月 27 日、実施機関は、本件公文書の非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 14 年 1 月 9 日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、平成 11 年度の県営住宅の家賃に係る収入認定に関する意見書を県に提出したところ、家賃の算定の基礎となる収入が再認定されて家賃が減額となり、支払った家賃の一部の還付を受けた。当該収入認定に関する意見書の日付は平成 11 年 3 月 24 日となっているが、異議申立人の問い合わせに対して、県は、平成 12 年 3 月 27 日に当該収入認定に関する意見書が提出されたと文書で以前回答しており、つじつまが合わない。当該平成 11 年 3 月 24 日付けの収入認定に関する意見書は、虚偽の公文書である。

県は、平成 11 年度の家賃の減額の根拠として、平成 11 年 3 月 24 日付けの収入認定に関する意見書を用いたことを異議申立人の問い合わせに対して文書で以前回答しているにもかかわらず、今更非開示として家賃の減額の根拠等を明らかにしないことは容認できない。

なお、本件事案に関する事務は、出先機関である熱海土木事務所の所管ではなく、本庁が所管すべきものであり、本件事案も本庁が担当すべきである。

### 4 実施機関の主張要旨

本件事案は、開示請求者本人の情報についての開示請求である。

本件公文書に記録されている情報は、そのほとんどが特定の個人を識別できる情報であって個人の収入額等に関するものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

また、課税(所得)証明書に記録されている熱海市長の氏名等は、公になっている情報ではあるが、開示請求の趣旨に合致しないため、非開示とする。また、それ以外の部分はほとんど書式のみであり、開示請求の趣旨に合致しないため、非開示とする。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書の内容

県営住宅の入居者は、静岡県県営住宅管理条例第14条の規定により、毎年度収入を申告しなければならず、実施機関は、この収入申告等に基づき入居者の収入を認定し、家賃の額を決定する。

また、県営住宅の入居者は、この認定された収入について実施機関に対して意見を述べることができ、実施機関は、当該意見の内容を審査した上で、当該意見に理由があると認めるときは収入を再認定する。この収入再認定により、家賃が減額された場合には、既に支払った家賃の一部を入居者に還付することとなる。

本件公文書は、異議申立人から提出された収入認定に関する意見書を踏まえ、平成11年度家賃の算定の基礎となる収入の再認定等を行った際の起案文書で、これには、起案文書の表紙、再認定された収入、家賃等の通知書案、収入額の計算書、収入認定に関する意見書、課税（所得）証明書、納税証明書及び給与所得の源泉徴収票が含まれている。

### (2) 条例第7条第2号（個人情報）該当性

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

しかしながら、条例第7条第2号ただし書の「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。

（後略）」のいずれかに該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨が定められている。

本件公文書は、異議申立人から収入認定に関する意見書の提出を受けて、異議申立人の収入を再認定するとともに、再認定した収入、それに基づく家賃等を異議申立人に通知するための事務に係るものであり、特定の個人について収入再認定等を行ったことを明らかにするものであることから、全体として条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当し、非開示とすべきものと認められる。

### (3) 条例第8条第2項（部分開示）の適用について

条例第8条第2項は、条例第7条第2号に該当する情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人識別部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。

しかし、本件開示請求は、特定の個人を指定して行われたものと認められることか

ら、個人識別部分を除いたとしても、個人識別性を除くことはできないため、本件公文書においては、条例第8条第2項による部分開示はできず、非開示が妥当である。

(4) 本人による自己情報の開示請求について

条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求の目的を問わず等しく開示請求を認めるものである。したがって、開示、非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含めて、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は考慮されないものである。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、条例第7条第2号ただし書アからウまでに該当する場合を除き、これを非開示とするのみで、本人からの開示請求であった場合について条例が特段の規定を設けていないことから明らかである。

したがって、本人の自己情報であっても、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当するものである。

なお、当審査会は、実施機関が特定した公文書について、その非開示とした部分が条例に規定する非開示情報に該当するかどうかの判断を求められているものであり、当該公文書が虚偽であるかどうかについてまで審査するものではない。

また、異議申立人は、本件公文書に含まれる公文書の日付、本件事案の実施機関内部における事務分担をはじめとしてそれ以外にも問題となる点がある旨主張するが、これらの主張はいずれも当審査会における開示、非開示の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別記)

| 年 月 日             | 処 理 内 容                                              | 審 査 会   |
|-------------------|------------------------------------------------------|---------|
| 平成 14 年 3 月 4 日   | 諮問を受けた。                                              |         |
| 平成 14 年 3 月 4 日   | 実施機関からの意見書を受け付けた。                                    |         |
| 平成 15 年 2 月 4 日   | 異議申立人からの意見書を受け付けた。                                   |         |
| 平成 15 年 8 月 18 日  | 審議、第一部会へ付託                                           | 第 152 回 |
| 平成 15 年 9 月 16 日  | 異議申立人から意見陳述を聴取した。<br>異議申立人からの資料を受け付けた。<br>第一部会において審議 | 第 153 回 |
| 平成 15 年 10 月 21 日 | 実施機関から意見陳述を聴取した。<br>実施機関からの資料を受け付けた。<br>第一部会において審議   | 第 154 回 |
| 平成 15 年 11 月 19 日 | 第一部会において審議                                           | 第 155 回 |
| 平成 15 年 12 月 17 日 | 第一部会において審議し、答申案を本会へ報告<br>審議（答申）                      | 第 156 回 |

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

| 氏 名     | 職 業 等                  | 調査審議した審査会                   |
|---------|------------------------|-----------------------------|
| 上 野 征 洋 | 静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科長 | 第 152 回～第 156 回             |
| 大 村 知 子 | 静岡大学 教育学部教授            | 第 152 回～第 154 回、<br>第 156 回 |
| 小 野 森 男 | 弁護士                    | 第 152 回～第 156 回             |
| 佐 藤 登 美 | 静岡県立大学 大学院看護学研究科長      | 第 156 回                     |
| 田 中 克 志 | 静岡大学 人文学部教授            | 第 152 回、第 156 回             |
| 山 中 崇 弘 | 静岡新聞社 常務取締役            | 第 152 回、第 156 回             |